



回覧しましょう (have(持つ)から be(在る)へ) 令和8年(2026) 11.1 霜月 (NO.397)



ペルダ通信



メール・アドレス hi-perda@shine.tnc.ne.jp URL <http://www.hi-perda.com>

お客様に愛され 地域社会に貢献し 社員の幸せを実現する
 気づきが 自分を変えていく しごとより、いのち 他人事を自分事に
 社会保険労務士法人ペルダ・コンサルティング：労働保険事務組合静岡経済協会：静岡県中小企業家同友会会員

会社のメンタルヘルスは 社員の気持ちを よく聴き 話せば 社員も職場も 生き活き



バランスのとれた食事は バランスのとれた心と身体をつくる 毎日おいしく しっかり三食

秋の山が紅葉する様子を「山粧(よそお)う」。また、春の山のさわやかな初々しさは「山笑う」。夏の山のおおあおとしてみずみずしいさまは「山滴(したた)る」。冬の山の枯れた寂しさは「山眠る」。めぐる季節それぞれの山の表情を捉えるのは、郭熙(かくき：北宋時代の画家)の言葉に由来。まるで山が生きているように、そこに宿る草木が生い茂っては、色づき、枯れ、また芽吹く一年を大きな心で言い表している。(*「日本の七十二候を楽しむ」*)



✓しごとより いのち

*毎年11月は、「過労死防止啓発月間」です！(過労死等防止対策推進法)

＜過労死をゼロにし、健康で充実して、働き続けることのできる社会へ＞ *過労死等とは、●業務における過重な負荷による脳血管疾患・心臓疾患を原因とする死亡●業務における強い心理的負荷による精神障害を原因とする自殺による死亡、及び、脳血管疾患・心臓疾患、精神障害をいいます。

※事業主の取組み(労働契約法及び労働安全衛生法により社員の心身の保護は義務です)

1. 長時間労働の削減の取組み

●適正な労働時間の把握＝労働基準法及び労働安全衛生法により、従業員の労働時間を適切に管理し、労働時間の状況を適正に把握する責務があります。●時間外労働や休日労働をさせる場合は、36協定を締結する義務があります。従業員により、従業員の中から過半数代表者を選出し 36協定を締結し、従業員全員に周知します。

2. 働き過ぎによる健康障害を防止する取組み

- 従業員の睡眠時間を確保し生活習慣病の予防などの健康づくりに事業主は積極的に支援しましょう
- 従業員自らの睡眠時間の確保や健康管理を意識してバランスの取れた生活を心がけましょう

3. こころの健康を保つための取組み

●事業主は、従業員のメンタルヘルスケアのための体制づくりや従業員へのメンタルヘルス教育、情報提供、相談窓口の設置など行う必要があります。

●事業主はストレスチェックを実施、従業員はストレスチェックを受け、セルフケアに努めましょう

4. ハラスメントの防止のための取組み(事業主の講ずべき措置)

- 事業主は方針を明確化し、方針を周知し啓発する
- ハラスメント行為者に厳正に対処する旨の方針、対処の内容の文書化し周知・啓発する
- 相談(苦情を含む)に応じ適切に対応するための相談窓口の設置等体制の整備
- 職場におけるハラスメントの事後の迅速かつ適切に対応する
- 職場におけるハラスメントの再発防止に取り組む

「日本国憲法」(1946年11月3日公布・1947年5月3日施行：NHK:みんなとわたしの憲法より)



13. (居住、移転、職業選択の自由、外国移住及び国籍離脱の自由：第22条)

1. 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する
2. 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。1は、自己の従事する職業を決定し、遂行する自由を定めている。ただし、政策的な見地から、一定の制限を受けることがあります。例えば、開業するのに許可制がある場合（交通、電気、ガスなど）などは、合理的な制限であり憲法には反しない。2は、外国移住及び国籍離脱の自由を定めている。外国へ移住する自由とともに、強制的に外国へ移住させられない自由なども含まれている。国籍については、国籍法に詳しく規定されており、国籍法第11条によると国籍を離脱するには外国籍の取得が必要とされている。

✓社会保険加入対象者の範囲が 今後拡大されます！

短時間で働く従業員が社会保険の加入対象となる企業の範囲が段階的に拡大されます。

●企業の規模＝2027年9月までは、従業員数51人以上が対象ですが、次のように拡大されます。

*2027年10月から36～50人規模、*2029年10月から21～35人規模、*2032年10月から11～20人規模、2035年10月から10人以下規模、になります。

●従業員数の数え方＝フルタイム従業員＋週の所定労働時間が3/4以上の従業員数＝対象規模

●加入対象者の要件＝パート・アルバイトで週の所定労働時間が20時間以上

※加入範囲が拡大することで、本人同様に事業主の人件費（社会保険料）が増加します。2～3年間隔で加入規模が拡大します。人員配置や業務の効率化など、生産性の向上等を考えなくてはなりません。

✓年休取得させず 1年半時季指定怠る（高松労基署：令和8年9月24日送検）

香川・高松労基署は、労働者一人に1年7か月間、一切年次有給休暇を取得させなかったとして、株式会社すずや（衣料・食料品小売業：高松市）と同社代表取締役を労働基準法第39条（年次有給休暇）違反の疑いで高松地検に書類送検した。立件対象となったのは、令和6年7月14日～令和7年7月13日と令和7年7月14日～令和8年1月12日までの各期間。同社は各期間において、年休のうち5日間を時季指定により取得させなかった疑い。労働者は同社の倒産に伴い、令和8年1月12日を以って退職している。同労基署は、1年に満たない期間についても「基準日からの労働日が5日以上ある場合、5日間の時季指定義務が生じる」とした。基準日からの労働日が5日未満の場合、義務は生じない。令和6年7月13日以前の期間の年休の取得の有無については公訴時効が成立しているため捜査していないとした。違反は労働者からの相談により発覚した。退職後の労働者から「在職中に年休を取れなかった」との情報提供を受けて捜査に入り、違反を確認している（労働新聞 2026.10.13）

「どんなに悔いても過去は変わらない どれほど心配したところで未来もどうなるものでもない いま、現在に最善を尽くすことである」（松下幸之助：ビジネス用語ナビ）



☆就業規則を整備！会社を守り、公平・公正な判断のために

☆静岡県の最低賃金 **1, 154円**

☆マイナ保険証で受診！自己負担額のみで高額療養費は解決！

☆天は 自ら 助くる者を 助く （サミュエル・スマイルズ（自助論））

9月1日現在●静岡県人口 3,440,815 人（前月比 2,289 人減）：内訳：自然動態 2,233 人減（出生 1,478 人・死亡 3,711 人）：社会動態 56 人減（転入 9,272 人・転出 9,328 人）：世帯数 1,509,824（22 減）●静岡市人口 653,962 人（前月比 1,336 人減）：世帯数 299,693（1,423 増）